

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送
法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：26C01

事業者名：東武バスセントラル 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年6月18日（木曜日）

13時00分から（千葉県）AB聴聞室

14時00分から（柏市）AB聴聞室

15時00分から（野田市）AB聴聞室

※千葉県は書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1

・柏市長 （代理：柏市土木部 部長 内田 勝範）
千葉県柏市柏5-10-1

・野田市長 （代理：野田市都市部 部長 中山 高裕）
千葉県野田市鶴奉7-1

4. 陳述の要旨

【千葉県】

別紙のとおり

【柏市】

当該路線は、柏市の柏たなか駅と野田市の梅郷住宅を直接結ぶ唯一のバス路線であり、市境を跨いで生活を営む住民にとって、長年かけがえのない移動手段としての役割を担ってきたと認識しています。

一方で、現在は1日1便という極めて限定的な運行となっており、利用者の減少や近年の運転士不足といった背景を踏まえると、路線の維持が困難な状況にあることについては、運行事業者である東武バスセントラル株式会社からの説明を受け、理解しております。

しかしながら、当該路線の廃止にあたり、柏市内の区間においては、同事業者の他の系統路線によって、一定の移動手段は維持されるものの、野田市方面との相互アクセスが失われることから、市境を跨いで生活を営む利用者にとっては、利便性の低下が懸念されます。

以上のことから、当該路線の廃止は地域住民、とりわけ日常的な利用者への影響が大きいことを踏まえ、事業者において丁寧かつ十分な周知を図ることが必要と考えております。

つきましては、代替路線の利用方法や他の移動手段の選択肢を分かりやすく提示するなど、利用者の不安に寄り添ったきめ細やかな情報提供を確実に行っていただくことを求めます。

【野田市】

まず、当該路線の経緯について触れさせていただきます。この路線につきましては、平成25年12月に一度廃止の届出がございました。しかし、地元住民からの強い存続要望を受け、事業者様が再検討を重ねてくださった結果、翌26年8月からは1日9便から朝夕各1便に減便はしたものの、路線の存続が図られてまいりました。その後、令和7年4月からは昼1便への変更といった変遷を経て、地域の貴重な足として維持されてきたという経緯がございます。

次に、この路線が通る地域の現状について申し上げます。当該路線が走る本市の福田地区は、市街化調整区域が多く、また市街化区域である梅郷住宅につきましても、高齢化や人口減少が着実に進行しておりまして、公共交通の空白化が極めて懸念される地域であります。

本市としまして、これまでコミュニティバスの運行を行ってまいりましたが、令和6年10月の運行計画見直しにおきましては、運転士不足や働き方改革関連法への対応という全国的な課題に直面し、労働条件を遵守するために運行ルートの見直しを余儀なくされました。その結果、福田地区内におきましても、残念ながら運行範囲外となる区間が生じてしまったという実情がございます。こうした状況を踏まえ、今回の廃止が地域に与える影響につきましては、非常に深刻に受け止めております。高齢者をはじめとする交通弱者の移動が減少し、地域コミュニティの維持にも影響が生じることを、市として危惧しております。

現在、当該路線は１日１本の運行となっており、利用者が限られていること、また、事業者様が直面されている運転士不足という深刻な現状も拝察いたします。しかしながら、路線廃止は住民生活に直結する大きな出来事です。市といたしましては、事業者様には、路線の存続について今一度再考していただきたいと強く願っております。また、仮に廃止を避けられない場合におきましても、廃止予定日につきまして、可能な限り先送りしていただくことを強く要望いたします。

併せて、路線の廃止が実施されることとなる場合は、バスの利用者、地域の住民の皆様、そして関係者に対し、丁寧かつ十分な周知を図っていただくことを強く求めます。

本市といたしましては、地域公共交通の維持・確保に課題があると認識しておりますので、今後の解決に向け、交通事業者や関係機関と連携し、持続可能な交通体系の構築に精一杯努めてまいり所存です。関東運輸局におかれましても、地域の切実な実情を十分にご斟酌いただいた上で、適切にご対応いただけますようお願い申し上げます。

(別紙5-2)
交 計 第 1 2 9 号
令和8年5月20日

関 東 運 輸 局 長 様

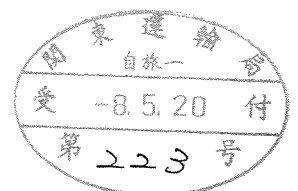
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和8年6月3日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：26C01
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止日の繰り上げにあたっては、地元市である柏市及び野田市の意見を十分尊重されたい。



令和8年7月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	エム・ケー観光株式会社（法人番号：1021001021346） 代表者 守屋 貢
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12 (本社営業所) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)